

指名停止等の運用状況一覧（工事請負契約等）

業者名	本社所在地	指名 停止 期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
日管株式会社	浜松市中央区池町220 -4	1ヶ月	令和6年5月16日	令和6年6月15日	別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）	日管株式会社の元役員は、元千代田区議会議員から同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。なお、贈賄行為は公訴時効（3年）が成立しており、逮捕等は行われていない。
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1- 25-1	1ヶ月	令和6年7月11日	令和6年8月10日	別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）	大成建設株式会社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」にて発生した労働災害の事実を、下請会社が労働基準監督署に報告せず、大成建設株式会社社員もこれに関与した。このことにより、大成建設株式会社社員は、令和6年3月19日に鯉沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年3月26日に、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
富士ロードサービス株式会社	富士市依田橋388-1	1ヶ月	令和6年9月6日	令和6年10月5日	別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）	静岡県伊東市発注の「令和5年度 湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故が発生した。このことにより、富士ロードサービス株式会社及び同社役員は、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年7月9日に熱海簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
株式会社橋本組	焼津市本町2-2-1	1ヶ月	令和6年9月25日	令和6年10月24日	別表第1第3号（過失による粗雑工事等）	株式会社橋本組は、発注者である焼津市から直接請け負った「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、1階鉄筋コンクリートの柱を本来と異なる位置に打設したため、当該打設により生じた位置の差異の補正に際し、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後に当該モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる等、粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、当該施工不良を認識していながら、その旨を発注者へ報告せずに隠蔽し、設計図書のとおり施工したかのような虚偽の施工図等を発注者に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局長より、監督処分（営業停止）を受けた。

株式会社イーシーセンター	富士市五貫島 919	2週間	令和6年12月18日	令和6年12月31日	別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	富士市が発注し、株式会社イーシーセンターが元請けとして受注した「富士市勤労者総合福祉センター解体工事」において、令和6年10月12日、飛散物落下防止のための養生防護柵の柵板を設置しようとしたところ、養生防護柵の支柱を固定する単管クランプが緩んでいたため、柵板と共に作業員1名が6m下の道路に落下し、負傷する事故を発生させた。
株式会社AKプランニング	富士市日乃出町 117-3	2週間	令和6年12月18日	令和6年12月31日	別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	富士市が発注し、株式会社イーシーセンターが元請けとして受注した「富士市勤労者総合福祉センター解体工事」において、令和6年10月12日、株式会社AKプランニングが下請負をした足場工事において飛散物落下防止のための養生防護柵の柵板を設置しようとしたところ、養生防護柵の支柱を固定する単管クランプが緩んでいたため、柵板と共に作業員1名が6m下の道路に落下し、負傷する事故を発生させた。富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第3条第1項に基づき下請負人の措置も同等とする。
株式会社駿河設備	富士市比奈 1472	1ヶ月	令和6年12月18日	令和7年1月17日	別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	富士市が発注し、株式会社駿河設備が受注した「富士見台七丁目6号線ほか配水管布設替工事」において、令和6年11月29日、各戸給水管切替作業を行うため掘削を行った時に、給水分岐部のサドル分水栓コック部を破損し漏水が発生した。その復旧工事を行う際に、市監督員に連絡をせずに許可なく上流及び下流部の仕切弁を操作し、周辺家屋の断水を引き起こす結果となった。
株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布 1-18-4	6ヶ月	令和7年1月30日	令和7年7月29日	別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)	株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、令和4年9月に福島県石川町が入札執行した工事を巡り、令和6年10月に郡山区検察庁から談合罪で略式起訴され、郡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

※ 法令違反の事実を認定・確定した時点、措置の基準日とするため、同時点における“富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領”を適用しています。